

# サービス利用料について

# サービスを利用したときの費用について

介護サービスは、費用の1割から3割の自己負担で利用することができます。ただし、おもな在宅サービスでは、要介護度に応じて支給限度額が設定されており、上限を超えた分は全額自己負担になります。負担割合と支給限度額は以下のとおりです。

	① 本人の合計所得金額	② 同一世帯の65歳以上の人の 「年金収入+その他の合計所得金額」	
		単身世帯	2人以上世帯
3割	220万円以上	340万円以上	463万円以上
2割	160万円以上	280万円以上	346万円以上
1割	上記以外の人		

※①②は両方該当する人が2割または3割となります。

※施設サービスを利用する場合、食費・居住費・日常生活費は原則として全額利用者負担になります。

※保険料の滞納がある場合は負担割合が引き上げられることがあります。

要介護状態区分	支給限度額（1か月）
事業対象者	50,320円
要支援1	105,310円
要支援2	167,650円
要介護1	197,050円
要介護2	270,480円
要介護3	309,380円
要介護4	362,170円
要介護5	

# 利用者負担が高額になったとき

利用者負担額が高額になると、「高額介護サービス費」や「高額医療・高額介護合算制度」などで上限を超えた分が支給されます。

## 【高額介護サービス費】

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合、申請し認められると「高額介護サービス費」として後から支給されます。

区分	利用者負担上限額	
市民税課税所得690万円以上	世帯	140,100円
市民税課税所得380万円以上690万円未満	世帯	93,000円
市民税課税世帯の人で課税所得380万円未満	世帯	44,400円
市民税世帯非課税	世帯	24,600円
合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人等	世帯	24,600円
	個人	15,000円
●生活保護の受給者等	世帯	15,000円

## 【高額医療・高額介護合算制度】

介護保険＋医療保険の負担額が年間で上限を超えた場合、申請により超えた分が支給される制度です。

# 低所得の方が施設を利用するとき

## 【負担限度額】

低所得の人が施設利用できるよう、居住費や食費に所得に応じた負担限度額を設け、超えた分を保険給付することで、利用しやすくする制度です。

※本人を含む世帯の全員及び配偶者の市区町村民税課税状況、本人及び配偶者の預貯金等の資産を勘案します。

負担限度額（1日当たり） 【】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【(380円)】	0円	300円	300円
第2 段階	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【(480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3 段階 ①	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【(880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（）内の金額となります。